「建築工事における建設副産物管理マニュアル」について

国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室調査第一係長

th い ひであき 坂井 英明



「建築工事における建設副産物 管理マニュアル」 策定の目的

今般,循環型社会形成推進基本法の制定をはじめとして,建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の制定,廃棄物処理法の改定,グリーン調達法の制定など,社会全体としてリサイクルを実施するために必要な法律等が制定・改定されるなど,状況の変化が生じている。

これらの状況変化に対応するため,「建設副産物適正処理推進要綱」等の改定作業が行われている。しかし,「建設副産物適正処理推進要綱」は,広く建設工事を対象としているが,建築工事においては,多岐にわたる使用資機材や協力業者の生産体制等の特性があり,建設副産物管理について,より詳細な配慮を必要とする。「建築工事における建設副産物管理マニュアル」は,公共建築工事における建設副産物管理マニュアル」は,公共建築工事における建設副産物管理について留意すべき運用上の留意事項および確認方法等の補足を行い一層の管理の適正化を図る目的で策定するものである。



「建築工事における建設副産物 管理マニュアル」の概要

本マニュアルは,建築工事および電気設備工事,機械設備工事について発注者の行う事項の整理を行うとともに,工事監理および施工管理にお

いて必要となる以下のような事項について,工種別にとりまとめたものである。また,事前措置や解体工事,新築工事それぞれについて記述し,各施工段階において参照できる形式としている。

- ① 関係者の責務と役割に関する事項
- ② 工事着手前に行うべき事項
- ③ 分別解体等の施工方法に関する事項
- ④ 工事現場における責任者の設置に関する事項
- ⑤ 再資源化等の実施方法に関する事項
- ⑥ 廃棄物の発生を抑制する施工方法に関する事 項
- ⑦ 再資源化により得られた建設資材の利用の促進に関する事項
- ⑧ 特定建設資材の分別・再資源化の方法および 適正な費用の負担に関する事項 次項に目次を示す。



関連する通達類の動向

本マニュアルに関連する通達は,以下のとおりとなっており,発注者編の中で引用している。いずれも,建設リサイクル法などにあわせ,従前の通知を改定している。

- ① 建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン)
- ② 公共建設工事における再生資源活用の当面の 運用について(リサイクル原則化ルール)

建築工事における建設副産物管理マニュアル 目次

- 1 総則
 - 1 1 目的
 - 1 2 適用
 - 1 3 用語の定義
 - 1 4 関係法令等の遵守
 - 1 5 建築工事における建設副産物管理の基本
- 2 発注編
 - 2 1 発注者による計画の作成
 - 2 1 1 発注に必要な情報の収集
 - 2 1 2 建設リサイクルガイドライン・リサイク ル原則化ルール
 - 2 1 3 対象建設工事の届出
 - 2 2 条件明示
 - 2 2 1 条件明示の義務化
 - 2 2 対象建設工事の請負契約に係る書面の記
 - 2 3 工事監理
 - 2 3 1 契約図書の内容の周知
 - 2 3 2 廃棄物処理委託契約の確認
 - 2 3 3 施工計画書の確認
 - 2 3 4 工事完了時の確認
- 3 施工編
 - 3 1 共通事項
 - 3 1 1 契約図書の確認
 - 3 1 2 現場運営に必要な情報の収集
 - 3 1 3 工事現場の管理体制の整備
 - 3 1 4 施工計画書の作成
 - 3 1 5 廃棄物処理委託契約
 - 3 1 6 マニュフェストの確認
 - 3 1 7 廃棄物処理実績報告
 - 3 2 下請負人の対応
 - 3 2 1 下請負人への周知
 - 3 2 2 工種別の施工計画書の確認
 - 3 2 3 分別収集の実施
 - 3 3 品目別の建設副産物の管理
 - 3 3 1 特定建設資材
 - 3 3 2 特別管理産業廃棄物
 - 3 3 建設混合廃棄物

- 3 3 4 その他の建設廃棄物
- 3 3 5 建設発生土
- 3 3 6 有価物
- 3 4 施工計画書における配慮事項
 - 3 4 1 共通事項
 - 3 4 2 解体工事
 - 3 4 3 建築工事
 - 1 仮設工事
 - 2 地業工事
 - 3 土工事
 - 4 鉄筋工事
 - 5 コンクリート工事
 - 6 鉄骨工事
 - 7 コンクリートブロック・ALC パネ

ル・押出成形セメント板工事

- 8 防水工事
- 9 石工事
- 10 タイル工事
- 11 木工事
- 12 屋根及びとい工事
- 13 金属工事
- 14 左官工事
- 15 建具工事
- 16 カーテンウォール工事
- 17 塗装工事
- 18 内装工事
- 19 ユニット及びその他の工事
- 20 排水工事
- 21 舗装工事
- 22 植栽工事
- 3 4 4 電気設備工事
 - 1 配管・配線工事
 - 2 機器・盤類工事
- 3 4 5 機械設備工事
 - 1 配管工事
 - 2 ダクト工事
 - 3 保温工事
 - 4 機械設備工事

建設リサイクル推進に係る実施事項について(抜粋)

建設リサイクルの推進に関しては,建設リサイクル推進計画2002に基づき各種施策の実施を図っているところである。

ついては、公共工事発注者の責務を徹底する必要から、国土交通省の直轄事業の実施にあたっての実施事項を「建設リサイクルガイドライン」としてとりまとめたので、今後は本ガイドラインに基づき事業の実施に遺漏無きよう取り図られたい。

なお,本ガイドラインについては,都道府県関係部長,政令指定都市関係局長,関係公団担当理事,建設業者団体等に対しても通知しているので,各機関に対し,本ガイドラインの趣旨を踏まえてより一層の連絡調整を図り,連携のとれた施策推進を図られたい。

建設リサイクルガイドライン

1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の目標値を達成するためには,事業の初期の段階から,実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより,リサイクル原則化ルールの徹底など,公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため,本ガイドラインでは,リサイクル計画書の作成など,建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階,積算,完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

2. 対象事業

国土交通省所管の直轄事業(受託工事を含む)を対象とする。

3. 実施事項

1)体制の整備

- 1.目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関 (以下「対象建設機関」という。)の取り組みを支援 するため以下の委員会を設置する。
 - (1) 地方整備局等建設副産物対策委員会
 - (2) 事務所等建設副産物対策委員会
- 2)リサイクル計画書等の取りまとめ

対象建設機関は,リサイクルの状況を把握し,リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため,以下のものを取りまとめる。

(1) リサイクル計画書

① 目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

- ② 作成時期及び作成者
 - 1 設計業務(概略設計,予備設計(営繕・港湾
 - ・空港工事では基本設計),詳細設計(営繕
 - ・空港工事では実施設計,港湾工事では細部 設計並びに実施設計))の実施時点
 - ・業務成果として,設計業務の受注者等が作成する。(対象建設機関は,設計者に対し,リサイクル計画書の作成を指示する。)
 - 2)工事仕様書案の作成時点(積算段階)
 - ・対象建設機関の当該工事の積算担当課が作 成する。
- (2) リサイクル阻害要因説明書
 - ① 目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等を把握する。

② 作成時期及び作成者

1)工事仕様書案の作成時点

- ・対象機関の積算担当課(営繕部においては設計担当課)が作成する。
- ・工事実施時の再資源化・縮減率が積算段階と比較して10%以上下がった場合には,工事完了段階において再度作成する。目標値は設計して、またでは一般である。

目標値;建設リサイクル推進計画2002の目標値を基本とし,必要に応じて地方整備局等建設副産物対策委員会により変更できるものとする。

(4) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画 書(再生資源利用[促進]計画書)(様式1,様 式2)

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において,リサイクルの 実施状況を把握する。

建設資材を搬入する場合;再生資源利用計画 書

建設副産物を搬出する場合;再生資源利用促 進計画書

- ② 作成時期及び作成者
 - 1)工事の着手時及び完成時
 - ・対象機関から直接工事を請け負った建設工 事事業者(元請業者)が作成。

対象建設機関は,元請業者に対し,再生資源利用[促進]計画書(工事着手時)及び実施状況(完成時)の報告を特記仕様書により指示する。

なお,実施状況の報告は,様式1及び2によるものとし,建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

3)リサイクルの徹底に向けた検討・調整等 対象建設機関は,リサイクルのより一層の徹底に向け,以下の検討・調整を行う。

- (1) 計画案(計画・設計方針)の策定時点
 - ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化,再 生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
 - ・建設発生土等,工事間流用が可能なものについては,他機関も含めた調整を図る。
 - ・検討・調整に際しては,必要に応じて事務所等 建設副産物対策委員会を開催し,意見聴取を行
- (2) 工事仕様書案の作成時点
 - ・事務所等建設副産物対策委員会は,リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い,リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合は,当該工事の積算担当課(リサイクル阻害要因説明書について,営繕部においては設計担当課)に対し,改善を指示することができる。
 - ・地方整備局等建設副産物対策委員会が定める規

模を超える工事については,原則として,事務 所等建設副産物対策委員会と同様の事項を地方 整備局等建設副産物対策委員会においても実施 する。

(3) 工事契約前

- ・工事担当課は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書(様式3及び様式3に示す添付資料)並びに都道府県知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。
- (4) 工事完了時点
 - ・対象建設機関は,請負業者から提出される再生 資源[促進]計画の実施報告(再生資源利用 [促進]実施書)をチェックし,とりまとめの

うえ,地方整備局等建設副産物対策委員会に提出する。

4)リサイクル実施状況の取りまとめ

完了時の再生資源利用 [促進]実施書は,地方整備 局等建設副産物対策委員会が半期毎に取りまとめるこ ととする。

4. その他

- ・3. 実施事項 2)リサイクル計画書等の取りまとめにより作成されるリサイクル計画書等の様式については,別添を使用する。
- ・工事内容を変更する際には,個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。
- ・本ガイドラインについては,平成14年5月30日以降 速やかに運用を開始する。

公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(抜粋)

建設産業は、我が国の資源利用量の約40%を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の30%程度を建設廃棄物として処分している。また、今後、住宅・社会資本の更新に伴い建設副産物の排出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。このような状況から、我が国において環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築するため、当面、建設副産物の再生利用の促進について公共建設工事が先導的役割を果たすことが望まれており、再生資源の利用及び建設副産物の再資源化施設等への搬出の推進に取り組む必要がある。また、これにより再資源化施設の立地促進が図られ、中長期的に経済性も向上するものと考えられる。

公共建設工事における再生資源の利用については,「再生資源の利用の促進について」(技術審議官通達)に基づき実施することとしているが,当面,下記の運用を行うことにより,再生資源(なお,再生資源のうち再資源化施設等で製造された資材を以下「再生資材」という。)の利用及び再資源化施設を活用していくうえでの課題と対応策を明らかにすることとする。

記

国土交通省の発注する工事において,以下の運用を行うこととする。この場合,経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお,下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。また,再資源化施設の活用に際しては,所要の品質が確保される施設を活用することとする。

運用に当たっての実施要領は,別に定める。

- (1) 指定副産物の工事現場からの搬出
 - 1)コンクリート塊,アスファルト・コンクリート塊 の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊,アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は,再資源化施設へ搬出する。

2 建設発生木材 (伐木・除根材を含む)の工事現場 からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工

事現場から搬出する場合は,原則として再資源化 施設へ搬出する。

ただし,工事現場から50キロメートルの範囲内に再資源化施設が無い場合,又は以下の①及び②の条件を共に満たす場合は,再資源化に代えて縮減(焼却)とすることができる。

- ① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
- ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額 が再資源化施設までの運搬に要する費用の額よ り低い場合
- 3 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は,原則として,50キロメートルの範囲内の他の工事現場(民間建設工事を含む)へ搬出する。また,地方建設副産物対策連絡協議会(通称)等で調整済みの場合は,その調整結果を優先することとする。なお,他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は,別の処分場に搬出することを妨げない。

- (2) 再生資材等の利用
 - 1)再生骨材等の利用

工事現場から40キロメートルの範囲内に再資源 化施設がある場合,工事目的物に要求される品質 等を考慮したうえで,原則として,再生資材を利 用する。

2)再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40キロメートル及び運搬時間15時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合,工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで,原則として,再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3 建設発生土の利用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事(民間建設工事を含む)がある場合,受入時期,土質等を考慮したうえで原則として建設発生土を利用する。また,建設副産物対策連絡協議会(通称)等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。